

令和6年度 学びを支える経済的な制度の主なもの(中学校卒業後)

令和6年4月1日現在

名称	種別				保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先				
	給付	貸付		減免等		対象	内容	その他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
		無 利 子	有 利 子										
1 (公)高等学校等就学支援金				○		「保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額」で算出した額が304,200円未満の世帯	授業料 → 支援金は学校に対して支給されます。 → 私立高校について。授業料と支給された就学支援金との差額が発生する場合、差額分については負担する必要があります。(授業料減免制度を利用する方を除く)	私立高校については独自の特待制度がある学校もあります。詳細は各学校にお問い合わせください。	○	企			
(私)高等学校等就学支援金				○					○	総			
2 (公)高等学校等奨学のための給付金	○					・保護者等が島根県内に居住している生徒 ・市町村民税所得割が非課税の世帯、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の生徒	教育費(授業料以外)		○	企			
(私)高等学校等奨学のための給付金	○								○	総			
3 島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金		○			要	・経常的収入を得る職業に就いている生徒 ・年間収入額279万円以下 ・通信制課程については島根県内に住所を有する生徒	奨学金(月額)14,000円	日本学生支援機構の奨学金とは併用できません。	○	企			
4 高等学校定時制・通信制課程教科書等給与費	○					一定の修得単位数等の基準を満たす有職の生徒	教科書等無償給与		○	企			
5 特別支援教育就学奨励費(特別支援学校)	○					特別支援教育学校に就学する生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)	「生活保護法による高等学校等就学費」との併用はできません。	○	特			
6 私立高等学校等の授業料減免制度				○		市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒	就学支援金と授業料との差額分	補助金が、学校法人に対して支給されます。	○	総			
7 生活保護法による高等学校等就学費	○					生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	就学の経費(基準額あり)	・他資金との併用は原則可能(条件あり)です。 ・特別支援教育就学奨励費との併用はできません。		地	○		
8 島根県育英会高等学校等奨学資金		○			要	・島根県出身の生徒 ・経済的理由により修学が困難な生徒	・奨学金(返還免除規定あり)(自宅外増額あり)(月額)公立18,000円～、私立33,000円～ ・入学支度金 私立のみ23,100円	他資金との併用は原則できません。	○				島
9 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金(無利子)		○				令和6年4月に島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く)に進学を予定している生徒	・島根県内の県立高等学校(通信制課程を除く) ・生徒用端末等購入費(71,940円)の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2の個人負担額(47,960円)が奨学資金の貸与額です	育英会が奨学資金を奨学生に交付する方法でなく、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に一括支払う方法	○				島
10 島根県立高等技術校授業料減免				○		経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が困難な学生	・授業料・入校料(全額免除、2/3減免、1/3減免) ・寄宿舎使用料(全額免除、半額減免、1/4減免)		○				
11 生活保護法による技能修得費	○					・生活保護受給世帯 ・生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする人で市町村福祉事務所が必要と認めた方	技能修得費(年間)原則、84,000円以内(1年を限度とする)	状況によっては給付期間の延長または給付額の増額があります。		地	○		
12 生活保護法による就職支度費	○					・生活保護受給世帯 ・就職の確定した人で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	就職支度費32,000円以内			地	○		
13 生活福祉資金(教育支援資金)【教育支援費・就学支度費】		○			△	・島根県内に居住 ・収入が少ない世帯で、公的資金等を借り入れることが困難であると認められる世帯	①教育支援費(月額)高校35,000円以内 ②就学支度費(①と併用可)50万円以内	他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります。	○			○	民
14 生活福祉資金【福祉資金(技能習得費・福祉費)】		○	(○)		△		①技能習得費:就職に必要な知識・技能の習得経費130万円以内(6ヶ月程度)～580万円以内(3年以内) ②福祉費:就職、技能習得等の支度のための経費 50万円以内	・他の資金が利用可能な世帯は貸付に制限があります。 ・連帯借受人・連帯保証人を立てない場合は有利子となります。	○			○	民

名 称	種 別				保 証 人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先				
	給付	貸付		減 授 免 業 等 料		対 象	内 容	そ の 他	各 学 校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
		無 利 子	有 利 子										
15 母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		○			△	ひとり親家庭の方 父母のない児童	就学支度費(自宅外は10,000円増額) ①高校・高専等(国公立)150,000円(私立)410,000円 ②修業施設 未定(自宅外は282,000円)		青	○			
16 母子父子寡婦福祉資金(修学資金)		○			△	・学校教育法に基づく高等学校(特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程、一般課程)、短期大学、大学及び大学院に修学を希望する子がいるひとり親家庭の方 ・上記学校に修学を希望する父母のない児童	修学の経費(月額)(私立・自宅外は増額) ①高校 27,000円～ ②高専 31,500円～		青	○			
17 母子父子寡婦福祉資金(修業資金)		○			△		就職に必要な知識・技能の習得経費を貸付(月額)68,000円 ※別に自動車免許取得のための特別貸付あり(46万円)		青	○			
18 母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金)		○			△		就職支度費 10万円(就職に直接必要な被服・履物等の購入) 23万円(通勤用自動車等の資金)	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が貸付を受ける場合において、連帯保証人を立てない場合は有利子となります。(子どもに係る場合は無利子です。)	青	○			
19 島根「ふるさと」看護奨学金		○				卒業後看護師として県内の医療施設等(指定機関)で所定の期間勤務する意志のある学生	一括貸与 60万円	・在学する看護師養成施設は県外も含みます。 ・「Uターン枠」「過疎地域・離島枠」「助産師枠」の区分があります。 ・募集人員枠があります。	○	看			

<保証人欄の見方> 要=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

<問い合わせ先の見方>

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996

【島根県】

[企]:教育委員会学校企画課 就学支援係 0852-22-5410

[特]:教育委員会特別支援教育課 企画係 0852-22-5420

[総]:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018

[地]:健康福祉部地域福祉課 生活保護係 0852-22-6525

[青]:健康福祉部青少年家庭課 0852-22-6688

[看]:健康福祉部医療政策課 看護職員確保スタッフ 0852-22-5613

【その他】

[民]:お住まいの地区の民生委員

[島]:島根県育英会 0852-28-1981